

知床岬地区のエゾシカ管理事業実施に関する希少猛禽類への配慮事項

・平成 22 年に開催された「希少猛禽類の保全とエゾシカ対策の実施に関する意見交換会（事務局：知床財団）」において、シカの増加に伴う生態系への影響を防ぐことを目的としたシカ管理事業を実施する際の配慮事項について、希少猛禽類専門家と意見交換を行った。

・「エゾシカの捕獲を実施するには、定点カメラ等の活用により、希少猛禽類の状況のモニタリングが必要」との意見を踏まえ、環境省事業の業務仕様書において希少猛禽類への配慮を規定するとともに、事業の実施に際しては、既知のオジロワシ営巣木における繁殖状況を確認し、実際に営巣木として使用しているか否かを確認した上で捕獲事業を実施してきた。

＜具体的な配慮事項＞

・エゾシカ捕獲（銃猟）

専門家の助言をもとに、営巣木の半径 200m 以内を立入禁止、500m 以内については極力通過だけにとどめ、人間が長期滞留しない区域として設定。

・仕切り柵の設置

専門家の助言をもとに、既知の営巣木から 500m 以上の距離を確保して設置する。

・ヘリコプターによる航空調査

既知の営巣木については迂回して飛行する。

知床岬の飛行高度は 1 周目約 300 m、2 周目約 250 m、3 周目約 200 m。